

論文式試験問題集
[商法]

〔商法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、平成10年（1998年）4月に設立され、首都圏においてドラッグストアを営む会社法上の公開会社ではない取締役会設置会社である。また、乙株式会社（以下「乙社」という。）は、医薬品、化粧品及び日用品等の企画、製造及び販売の業務を営む会社法上の公開会社ではない取締役会設置会社である。
2. 甲社と乙社の間に資本関係はなく、下記3のとおり、甲社の取締役のうち1名が乙社出身であるほかは、役員兼任等の人的関係もない。乙社は、甲社から甲社が経営する店舗で販売する商品の製造の委託を受けており、その売上が乙社の売上総利益の約50パーセントを占めている。乙社が製造する商品には「乙」の名称が入った登録商標Pが使用されている。
3. 甲社では、設立以来、A、Aの親族及び乙社出身者を中心に取締役会が構成され、令和3年（2021年）4月の時点では、Aが代表取締役、B（Aの弟）、C（Aの長女）、D（乙社出身者）及びE（Aの親族でも乙社出身者でもない）が取締役を務めていた。
甲社の取締役の任期については、その定款において、当初、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていたところ、平成22年（2010年）6月に開催した定時株主総会において、その期間を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと変更された。もっとも、乙社出身の取締役については、上記定款変更の前後を問わず、選任から4年で退任するのが慣例となっていた。甲社の発行済株式総数は10万株であり、Aが4万株、B及びCがそれぞれ2万株を保有し、残りを甲社の従業員複数で保有している。
4. Dは、大学を卒業してから35年間にわたって乙社で勤務し、57歳になった平成30年（2018年）3月、Aから甲社の取締役になるように誘われた。その際、Aは、Dに対し、乙社出身の取締役は従前より4年ごとに交代していることを説明した。Dは、乙社の就業規則に定年が60歳と定められていたことから、Aに対し、「61歳まで甲社の取締役を務めた方がより長く安定した収入が得られるので、引き受けます。」と述べ、Aの誘いに応じた。Dは、同年5月31日に乙社を退職し、同年6月20日に開催された甲社の定時株主総会において、取締役に選任された。Dの前任の乙社出身の取締役は、選任から4年が経過した上記定時株主総会の日辞任した。
Dは、甲社の常勤取締役として、甲社から役員報酬として月40万円の支払を受けていた。また、Dには他の収入はなかった。
5. Aは、令和2年（2020年）3月、Dに対し、「次の株主総会で取締役の選任から2年になる。そろそろ折り返し地点なので、乙社出身の後任者を探してほしい。」と述べた

ところ、Dは、「定款に定められた任期を満了するまで取締役を務めたいので、まだ後任者を探すつもりはない。」と答えた。

その頃、Aは、東北地方にも新規店舗を設けて甲社の事業の拡大を図ろうとしていた。東北地方への進出は、Aの先代が果たせなかったものであり、B及びC（以下、A、B及びCを総称して「Aら」という。）も達成すべきものであると考えていた。これに対し、Dは、丙株式会社との競争に伴う値下げによって2年連続営業損失を計上していることを理由に事業の拡大には反対であり、Aらとの間で意見が対立していた。

6. Aは、令和2年（2020年）4月、他の取締役らに対し、「取締役の任期を1年に短縮することで、信任を得る機会を多くし、取締役の業務に緊張感を持たせたいから、次の定時株主総会でその旨の定款変更を行いたい。」と提案した。Dは、東北地方への進出に反対したことから、自分を追い出すためにするものではないかと疑って上記提案に反対した。しかし、甲社の取締役会は、D以外の取締役らの賛成により、同年の定時株主総会において、①定款変更を議題とし、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨の議案を提出すること、②取締役の選任を議題とし、A、B、C、D及びEを取締役に選任する旨の議案を提出することを決めた。なお、A、B、C及びEは、いずれも平成22年（2010年）の定時株主総会において取締役に選任されていた。

7. 甲社の定時株主総会は、令和2年（2020年）6月25日に開催され、計算書類の承認等のほか、上記6①の定款変更議案及び上記6②のうちA、B、C及びEを取締役に選任する旨の議案がAらの賛成により可決されたが、上記6②のうちDを取締役に選任する旨の議案は、Aらの反対により否決された。

〔設問〕

Dは、一連の経緯により甲社の取締役の地位を失ったことは実質的な解任であって不当であり、甲社に対して会社法上の損害賠償責任を追及しようと考えている。Dの立場において考えられる法律構成及び損害に関する主張並びにそれらの当否について、論じなさい。なお、上記6及び7の定時株主総会の招集の手續及び議事は、適法であったものとする。

（令和4年司法試験民事系第2問設問1）

担当：弁護士 瀬戸悠未

ABCゼミ解説（商法）

1. 出題の趣旨

本問は、令和4年司法試験民事系第2問の設問1から出題したものである。元ネタの裁判例は、東京地判平成27年6月29日であると思われるが、必ずしも同裁判例を知っていなくても本問を解答することは可能である。

内容としては、公開会社ではない株式会社において、取締役の任期を短縮する定款変更がされるとともに取締役選任議案が否決されたという一連の経緯によって取締役の地位を失った者が、会社に対して損害賠償請求をしようとする場合に、考えられる法律構成及び損害に関する主張並びにそれらの当否を検討することを求めるものである。本問は、取締役の地位を失った者の主張内容を的確に把握する弁護士としての立場と、その主張を認めるか否か、認めるとしてもどの範囲で認めるべきかを判断する裁判官の立場を適切に使い分けて解答することが求められている。（採点実感参照）

取締役の不当解任は実務で問題になることが比較的多いケースであること、過去（平成28年度司法試験参照）にも取締役不当解任に関する問題が出題されたこと、司法試験と同じ論点に関する問題が今後の予備試験で出題される可能性もあることから、本問をゼミの題材とした。

2. 総論

(1) 事案の概要

甲社（非公開・取締役会設置会社）
（発行済株式総数10万株）

※2010年定款変更→取締役の任期を2年から10年に延長

※2020年定款変更→取締役の任期1年

代表取締役 A（4万株）

取締役 B（Aの弟・2万株）

取締役 C（Aの長女・2万株）

取締役 D（乙社出身）→2018年6月選任・慣例により4年の任期

取締役 E（Aの親族でも乙社出身でもない）

(2) 前提

- ・取締役の解任は、株主総会の普通決議で自由になしうる（会社法（以下略）339条1項）。しかし、解任に「正当な理由」がなければ、解任された取締役は株式会社に対し、損害賠償請求ができる（339条2項）

→取締役の選任・解任を株主のコントロール下に置きつつも、正当な理由なく解任された取締役の利益にも配慮するという仕組み

・取締役の任期を短縮する旨の定款変更の効力

→定款変更によって取締役の任期が短縮された場合、変更後の定款の定めは在任中の取締役にも当然適用されるので、その変更後の任期によれば、既に取締役の任期が満了している者は、定款変更後の効力発生時に取締役から当然に退任する（東京地判平27.6.29）。本件でも、2020年の定款変更により、甲社取締役らは当然に退任することとなる。

3. 問題点1：Dのいう「実質的な解任」とは何か

(1) Dの主張

Dは、一連の経緯により甲社の取締役の地位を失ったことは実質的な解任であって不当であり、甲に対して会社法上の損害賠償責任を追及しようとしている。（設問参照）

・この記載から、Dとしては339条2項（取締役の不当解任）に基づく損害賠償請求をしたいことが読み取れる。

・また、Dのいう「一連の経緯」とは、甲社の2020年6月25日の株主総会において①取締役の任期を1年とする定款変更がされたこと、及び②Dを取締役に選任する議案が否決されたことであると考えるのが相当である。

→ Dとしては、①②が解任にあたるとして339条2項に基づく損害賠償を求めたいが、そもそも①②が解任にあたるかが問題となる。

(2) 339条2項の直接適用又は類推適用の可否

本件①②は、解任そのものではないから、339条2項の直接適用はできないと考えられる（なお「解任」を広く解して直接適用できるという考え方もできる。）

しかし、Dは①②がなければ甲社取締役を続けることができたところ、①②によって強制的に甲社取締役の地位を奪われている。→解任と問題状況が同じであるし、339条2項の趣旨を株主と取締役の利害調整と解する限り、その趣旨が本問においても妥当するから、類推適用が可能と考えられる。

以下では、本問において339条2項の類推適用ができることを前提に、上記①定款変更及び②Dを取締役に選任する決議が否定されたことを「実質的な解任」という。

4. 問題点2：上記のAらの行為がDの実質的な解任にあたるとしても「正当な理由」（339条2項）があるか否か

(1) 339条2項の損害賠償責任の法的性質

ア. 法定責任説（多数説）：同項の損害賠償責任を、故意・過失を要件としない、株式会社に特別に課された法定責任であると解する立場（多

くの裁判例はこの立場)

- イ. 不法行為責任説：解任について不法行為の成立が認められる場合のみ、同項による損害賠償請求が認められるとする立場
- ウ. 債務不履行責任説：同項の損害賠償責任を、任期中はみだりに解任しないという不解任特約に違反したことを理由とする債務不履行責任と解する立場

(2) 「正当な理由」とは

多数説である法定責任説に立つ立場では、正当理由の内容は、会社・株主の利益と取締役の利益の調和の上に決せられることになり、「取締役職務に職務を執行させるにあたり障害となるべき状況が客観的に生じた場合」、「会社において取締役として職務の執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない、客観的、合理的な事情が存在する場合」(東京地判平 8・8・1 商事 1435 号 37 頁) 等といった表現で説明されている。

(3) 「正当な理由」が認められた例

法令・定款違反行為(東京地判平 8.8.1)、心身の故障(最判昭 57.1.21 判タ 467 号 92 頁)、職務への著しい不適任(東京高判昭 58.4.28)、経営上の判断の失敗等が挙げられる。もっとも、経営判断の失敗については、報酬請求権を喪失するリスクを負わせる形で取締役の経営判断を制約すべきではないとして、正当理由を否定する見解もある。

※ 前記(2)のとおり、正当理由を肯定するためには、業務執行の障害となるべき客観的状況を要するから、大株主の好みや、より適任な者がいるというような単なる主観的な信頼関係喪失を理由とする場合には、正当理由の存在は認められない。

(4) 本件につき「正当な理由」は認められるか

A は、定款変更の理由につき「取締役の任期を 1 年に短縮することで、信任を得る機会を多くし、取締役の業務に緊張感を持たせたい」と述べている。

しかし、D の実質的な解任の真の理由は、A が提案する事業拡大に対して D が反対していることであると考えられ(問題文 5、6 参照・答案作成の際は、具体的に問題文のいかなる事情から真の理由を導き出せるかを記載すること)、このような理由は A 主に主観的なもので正当理由にはあたらない。

その他、D に法令定款違反行為や職務への著しい不適任というような、職務執行の障害となるべき客観的な事情がない以上、本件では正当理由は認められないと考えるのが一般的と思われる。

5. 問題点3：「正当な理由」がない場合、Dに支払われるべき損害額はいくらか

(1) 339条2項の「損害」の範囲

取締役を解任されなければ残存の任期期間中及び任期終了時に得べかりし利益の喪失による損害

→残存任期の取締役報酬、退職慰労金（規程や支給慣行によって一定の基準に基づく退職慰労金が支払われることになっている場合）は認められると思われるが、慰謝料は認められない可能性が高い。

(2) 本件の問題点

Dとしては、甲社の取締役の任期が10年であることを前提に損害賠償請求をするものと考えられる（問題文5参照）。しかし、甲社では、Dのような乙社出身の取締役については、4年で退任するのが慣例となっていた（問題文3参照）。

→Dに認められる損害賠償の範囲が、定款に基づく任期10年を前提とした残任期分（2020年6月～2028年6月まで）の報酬相当額か、慣例である4年を前提とした残任期分（2020年6月～2022年6月まで）の報酬相当額かが問題となる。

損害の範囲を形式的に考えると、定款の残任期10年を前提とした残任期分の報酬相当額となるが、本件では、以下の各事情をふまえて損害の範囲を判断することとなる。

- ・2010年以降、乙社から派遣された甲社の取締役は4年で退任することが慣例となっていたこと（問題文3）。
- ・D自身が4年で取締役を交替することに同意するような発言をしていること（問題文4）。

これらの事情からすると、定款の記載はあるものの、Dについては取締役の任期を4年とすることが、甲社とDにとっての前提となっていたと考えられる。説得的に論じられていればいずれの結論を採っても良いが、Dの任期が4年であることを前提とした残任期分の報酬相当額を損害の範囲とすることが相当と思われる。

6. 参考文献

- ・類型別会社訴訟I [第三版]（2011年・東京地方裁判所商事研究会）
- ・会社法 [第3版]（2021年・田中亘）

（弁護士 瀬戸 悠未）

参考答案

1. Dの立場において考えられる法律構成及び損害に関する主張

(1) 法律構成

Dとしては、甲社の2020年6月25日の株主総会において①取締役の任期を1年とする定款変更がされたこと、及び②Dを取締役に選任する議案が否決されたことは、Dから強制的に取締役の地位を奪うもので、実質的な解任にあたりと主張することが考えられる。そして、Dは、甲社から①②がなされたのは、DがAらの提案する甲社の業務拡大に反対したという不当な理由に基づくものであると主張して、会社法（以下略）339条2項に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。

(2) 損害に関する主張

甲社の取締役の任期は、定款によると選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるところ、Dは選任から2年後の2020年6月25日の株主総会終結をもって同社取締役を実質的に解任されている。したがって、Dは、解任の翌月である2020年7月から甲社の定款上の任期である2028年6月までの8年間の報酬相当額である3840万円（40万円×12か月×8年）の損害賠償請求をすることが考えられる。

2 Dの主張の当否

(1) ①②が実質的な解任にあたり、339条2項類推適用の対象となるか

取締役の解任とは、株主総会の解任決議（339条1項、341条）によって取締役の地位を奪うことをいう。本件は、定款変更で取締役の任期が1年に短縮された後、Dが取締役に再任されなかったにすぎず、解任そのものとは異なるため、339条2項を直接適用することはできない。

しかし、339条2項の趣旨は、株主が自由に取締役を解任できるという前提の下、正当な理由なく地位を奪われる取締役に対しては損害賠償請求権を認めることにより、会社・株主の利益と取締役の利益の調和を図る点にある。

本件では、Dは本来取締役の任期途中であった。しかし①②により、Dは甲社取締役の地位を一方的に奪われたのであるから、①②はDを取締役から解任するのと同じ効果を持つものである。そのため、本件でも、会社・株主の地益と取締役の利益との調和を図る必要性は認められ、339条2項の趣旨は妥当する。したがって、上記①②はDを甲社取締役から実質的に解任するものであり、339条2項類推適用の対象となる。

(2) 「正当な理由」の有無

Aらは、定款変更の理由として、取締役の任期を1年に短縮することで、信任を得る機会を多くし、取締役の業務に緊張感を持たせるためと述べている。そのため、Dの実質的な解任に「正当な理由」（339条2項）があるか否かが問題となる。

前記のとおり、339条2項の趣旨は、会社・株主の利益と取締役の利益の調和を図る点にある。このことからすると「正当な理由」とは、取締役に職務を執行させるにあつ

り障害となるべき状況が客観的に生じた場合をいうと解される。

本件では、甲社は、定款変更の理由につき、取締役の業務に緊張感を持たせるためと主張すると考えられる。しかし、Aらが甲社の発行済株式の8割を有していることからすると、任期短縮が取締役の緊張感につながるとは考え難い。また、定款変更の提案は、Aらが提案する甲社の東北地方への事業拡大にDが反対していた2020年3月頃から僅か約1か月後の同年4月に行われている上、同年6月25日の株主総会では、D以外の者が全員取締役に再任されたことからすると、①②は、専らDを甲社から締め出すことが目的であったといえる。したがって、①②がなされた真の理由は、東北地方への事業の拡大に反対したDを甲社から追い出すためであるといえる。

上記の理由は、Dが大株主であるAらと対立したというAらの主観的事情によるものであり、Dが取締役の職務を遂行するにあたり障害となるべき客観的な事情とはいえないため「正当な理由」にはあたらない。さらに、Dに対しては、非行や職務能力の欠如等、他に職務遂行の障害となるべき客観的な事情は見当たらない。

したがって、Dの実質的解任につき正当な理由は認められない。

(3) Dの損害額

Dは、甲社の定款上の取締役の任期である10年を基準とした場合の残任期約8年分の報酬相当額を「損害」(339条2項)として主張すると考えられる。しかし、Dのような乙社出身の取締役は4年で退任することが通例となっており、Dの損害額をどのように考えるかが問題となる。

339条2項にいう「損害」は、取締役を解任されなければ残存の任期期間中及び任期終了時に得べかりし利益の喪失による損害を指し、残任期分の報酬がこれに含まれる。

本件では、2010年の定款変更後の甲社取締役の任期は10年であるものの、乙社出身の取締役については定款変更の前後を問わず4年で退任することが通例となっていた。また、Dが取締役に就任する約3か月前の2018年3月において、AがDに対して乙社出身の取締役は従前より4年ごとに交代している旨を説明したこと、及び当時57歳のDもこれに対し「61歳まで甲社の取締役を務めた方がより長く安定した収入が得られるので、引き受けます。」と述べて上記に同意したことが伺える。これらの事情からすると、Dについては任期を4年とすることが、Dが甲社取締役に就任する上で、甲社とDの共通の認識となっていたといえる。

したがって、Dの損害額は、任期4年を前提とした残任期(2020年7月～2022年6月)の報酬相当額である960万円(40万円×24か月)となる。

3 結論

以上より、Dは甲社に339条2項類推適用に基づく損害賠償請求をすることができ、その額は960万円となる。